

# 【令和7年度版】久喜市浄化槽設置整備事業

## ～補助金制度のお知らせ（追加募集）～



・補助金制度の概要	1
・補助金申込みから交付までの流れ	2・3
・【注意事項】必ずお読みください	4
・施工業者の方へ／建築物に違反のある場合は	5・6

### 参考例規等

・久喜市浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽へ転換する場合における屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準	7・8
・久喜市浄化槽法施行細則	9

### ■ 様式集 ■ ..... 1.0

#### ■申請に必要な書類

・希望申込書（最初に希望者受付を行います）	1.1
・市税納付状況調査同意書（申込書と併せて提出してください）	1.2
・委任状【参考】（代理人が事務手続きをする場合）	1.3

#### 【※申し込み時にただし書適用願いを受ける方】

※住宅の屎尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い	1.4
※水道使用量等状況確認同意書	1.6
・浄化槽補助辞退届出書	1.7

#### ■申請に必要な書類

・設置届出書（交付申請の前に設置届出書が必要です）	1.8
⇒添付書類一覧（設置届出書の添付書類一覧です）	1.9
・交付申請書（本申請の書類です）	2.0
⇒添付書類一覧（交付申請書の添付書類一覧です）	2.1
・実績報告書（工事が終わったら提出する書類です）	2.2
・確約書（実績報告書と一緒に提出してください）	2.3
⇒添付書類一覧（実績報告書の添付書類一覧です）	2.4
・書類等の注意点（施工写真管理、書類等の注意点）	2.5・2.6
・請求書（交付確定を受けましたら請求書を提出）	2.7
・使用開始報告書（新しい合併処理浄化槽使用開始時に）	2.8
・使用廃止届出書（既存単独処理浄化槽の廃止時に）	2.9
・チェックリスト（浄化槽施工業者が工事終了後、確認、記載し下水道施設課へ提出）	3.0・3.1

問合先 上下水道部 下水道施設課 排水係

〒340-0295 久喜市鷺宮6-1-1 鷺宮行政センター内

電話 0480-58-1111（代）/FAX 0480-59-7008

## ▼補助金制度の概要

### 【補助対象】

- ・補助対象地域※内の既存住宅で、これから単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ入れ換える場合（転換設置）に限ります。
- 建築確認を受けて新築・改築等により浄化槽を設置する場合や既に工事中又は設置済みの方は対象外です。

### 【受付期間】

- ・令和7年7月31日（木）～10月31日（金）※土・日曜日、祝日を除く、午前8時45分～正午、午後1時00分～午後4時30分

### 【受付方法】

- ・11ページの「浄化槽設置整備事業補助希望申込書」により受け付けます。
- ・7月31日（木）～10月31日（金）の間で受付を行います。

### 【補助金額】

#### ①本体設置費

- ・5人槽・・・43万2千円以内
- ・7人槽・・・48万6千円以内
- ・10人槽・・・57万6千円以内

#### ②処分費・既存便槽等の撤去・処分に要する費用・・・5万円以内

#### ③配管費・配管等に要する費用・・・・・・・・19万円以内

### 【補助対象となる地域】

補助対象地域は、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」で設定されている、市の「浄化槽整備区域内の既存住宅」（公共下水道又は農業集落排水で整備済あるいは将来整備予定の区域を除いた区域）となります。詳細は久喜市ホームページ又は下水道施設課窓口で確認してください。

## 【補助対象となる浄化槽】

自己の居住の用に供する住宅の「既存単独処理浄化槽」又は「汲み取り便槽」を廃止し、10人槽以下の「合併処理浄化槽」に入れ替える場合で、次の要件をすべて満たす場合は、補助金の交付を受けることができます。

### 浄化槽等の要件

- 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止して、合併処理浄化槽を設置すること。
- 合併処理浄化槽は、浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であること。
- 主として住居を目的とした住宅へ設置する浄化槽であること。
- 小売店舗等を併設した住宅の場合は、住居部分の床面積が2分の1以上であること。

次のいずれかに該当する場合は、補助金を交付できません。)

- 市税を滞納している場合
- 建築確認を受けて浄化槽を設置する場合
- 所定の手続きを受けずに浄化槽設置工事着手済み又は設置済みの場合
- 浄化槽を設置する建築物の敷地又は建築物等に法令違反がある場合
- 要綱等の規定を守れない場合

## ▼補助金申し込みから交付までの流れ

### 浄化槽補助希望申し込み(必ず提出してください。)

【受付期間】：令和7年7月31日(木)～10月31日(金)

「浄化槽設置整備事業補助希望申込書」により、受け付けをしてください。

※この申し込み自体は補助金の交付を確定するものではありません。

※申込書の受け付けは、本人もしくは代理人が窓口へ持参してください。

※代理人による申し込みは委任状が必要です。

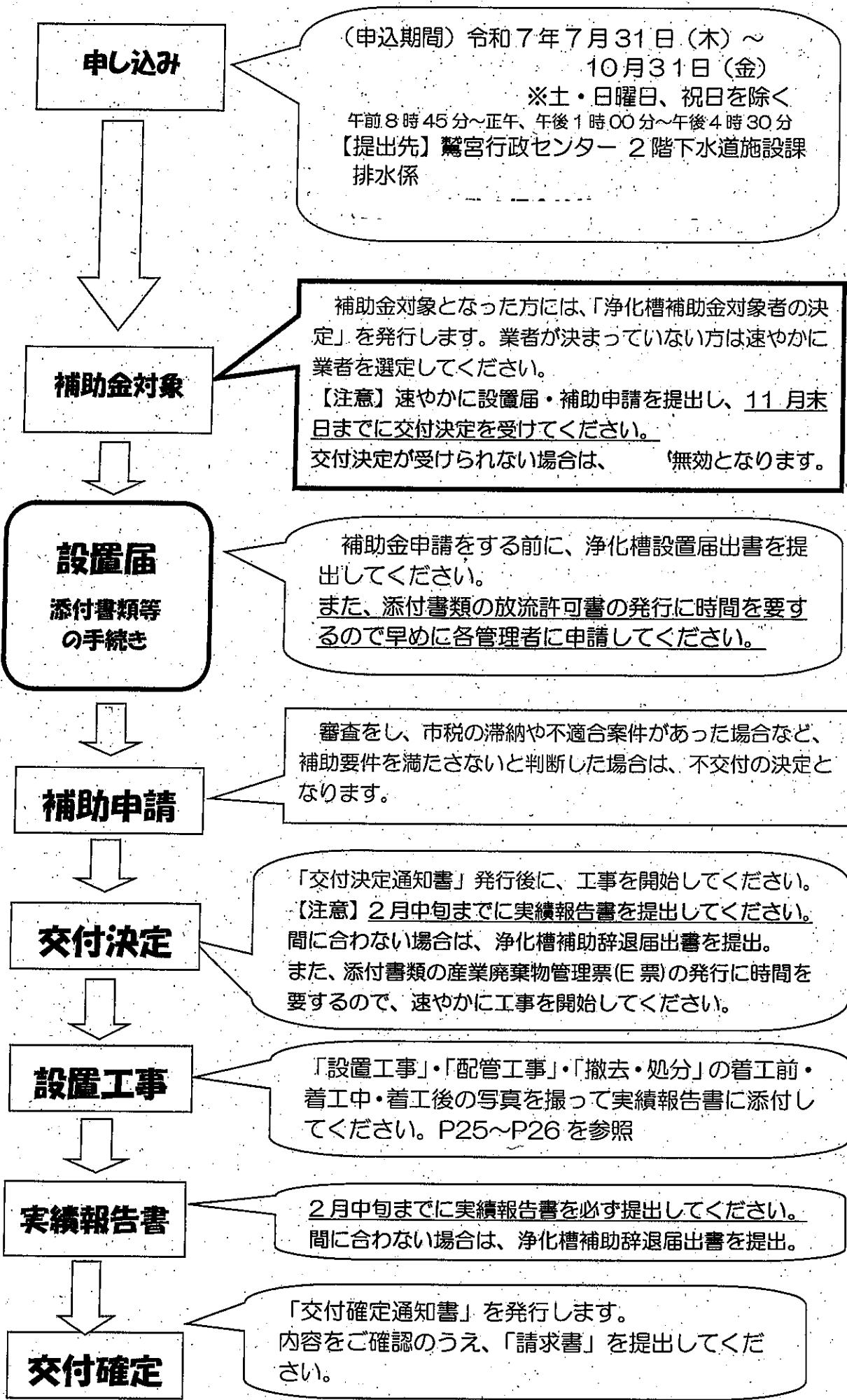
### 市税納付状況調査同意書(必ず提出してください。)

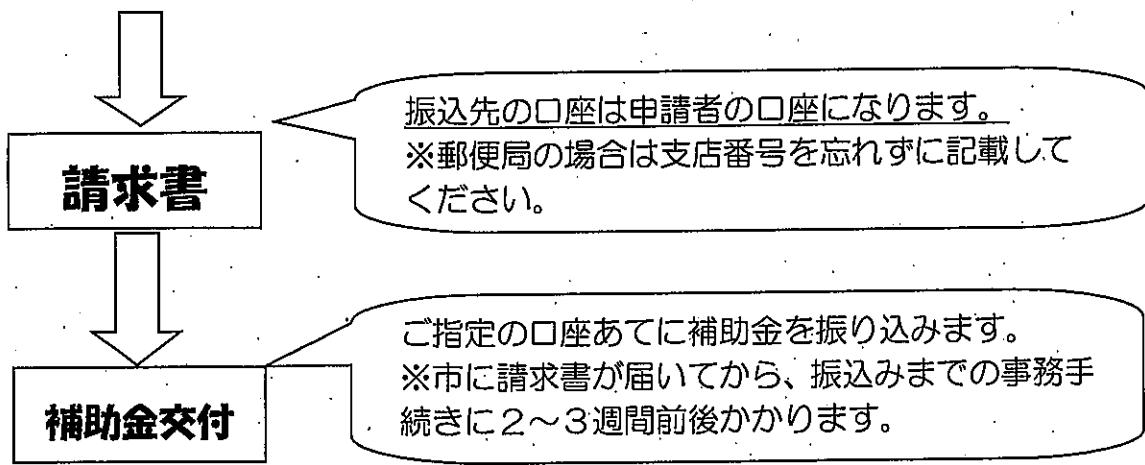
補助金の交付条件に、「市税を滞納している場合は補助金を交付しない。」と定めております。補助を希望する場合は、申込書と併せて提出をお願いいたします。

### 申し込みの際に、ただし書適用願いを受ける方へ(7ページ参照)

住宅等の使用状況に基づき、適正な人槽の浄化槽を設置していただきます。

申込書と併せて、「住宅の屎尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い」を提出してください。





●いつまでに手続きを行えばよいのですか。

補助金申請の手続きは、上記のフロー図のとおりです。ただし、「久喜市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第2項」に基づく交付決定通知を、11月末までに受けてください。11月末日までに交付決定が受けられない場合は、「浄化槽補助辞退届出書」を提出していただきます。

●補助金の申し込みを、都合により辞退したいのですが手続きはありますか。  
速やかに「浄化槽補助辞退届出書」を提出してください。

### ▼ 【注意事項】 必ずお読みください

※代理人申請の場合は、浄化槽設置者（設置する方）に対し、トラブル等がないよう代理人または工事業者が必ず補助金制度等の説明を行ってください。

※補助金交付申請を提出する前に、浄化槽設置届出書（浄化槽法第5条第1項の規定に基づく届出書）の審査を受けてください。設置届の写しは申請書の添付書類です。

※浄化槽排水の放流先管理者の許可または承諾を必ず受けてください。

※【施工業者の方へ】施工写真は実績報告（要綱第9条）を踏まえて「設置費」・「配管費」・「処分費」といった内容が明確に確認できるように撮影してください。

※工事が完了したら完了後1ヶ月以内に実績報告書を提出してください。

※実績報告書の添付書類には、払込票や契約書の写し等が必要になります。  
 ○法定検査（浄化槽法第7条検査及び同法第1.1条検査）の依頼書（払込票）の写し

○浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との契約書の写し

○産業廃棄物管理票（マニフェストE票写し：間に合わなければ後日提出）

※旧単独処理浄化槽等の廃止届出と、新たに設置した浄化槽の使用開始届出の提出をお願いします。

▼浄化槽法第7条及び第11条法定検査依頼先

- ・(社)埼玉県浄化槽協会(本部) 電話048-501-5707
- ・ 同 (法定検査部支所) 電話0480-33-3535

▼浄化槽保守点検業者の問合先

- ・埼玉県東部環境管理事務所 電話0480-34-4011

▼浄化槽汚泥清掃業者の問合先

- ・資源循環推進課 電話0480-85-1111

▼ 浄化槽排水先の確認及び放流許可申請等の手続きについて

既存の排水先がどこに流れているのか。(道路側溝、排水路等) 排水先の許可や承認等が得られるのか、事前に確認をお願いします。

▼市が管理している場合の問合せ先

- ・久喜市役所第二庁舎 建設管理課 電話0480-22-1111

※市管理以外のものは、各管理者において協議してください。

▼ 浄化槽廃止届出、浄化槽使用開始報告書の提出

設置工事完了後、実績報告書と併せて提出をお願いします。

▼ 施工業者の方へ ⇒ 施工写真管理(実績報告)についての留意点

浄化槽の補助金は、市費だけではなく国費や県費も含まれており、適切な施工がされていないと補助金の返還を求める場合があります。

施工写真是下記に掲げるような施工状況が明確に確認できるように留意して撮影してください。

【共通事項】

- 浄化槽設備土が設置現場で標識を掲げ、実地で監督をしている状況
- 一連の基礎工事の状況(掘削、山留め・床付け状況、割栗～碎石の厚さ・突き固め状況、捨てコン打設、基礎コンの厚さ、配筋状況など)
- 本体設置状況(設置前及び設置後の状態、据付時職員立会い、水張り水平確認、かさ上げ、スラブ配筋・打設状況など)

## 【配管費利用の際】

□配管施工状況の判るそれぞれの写真（一部だけでなく施工にかかる全ての流入・流出管渠の布設状況、勾配確認状況、マスの設置状況、放流口の状況、ポンプで排水する場合はポンプの設置状況など）

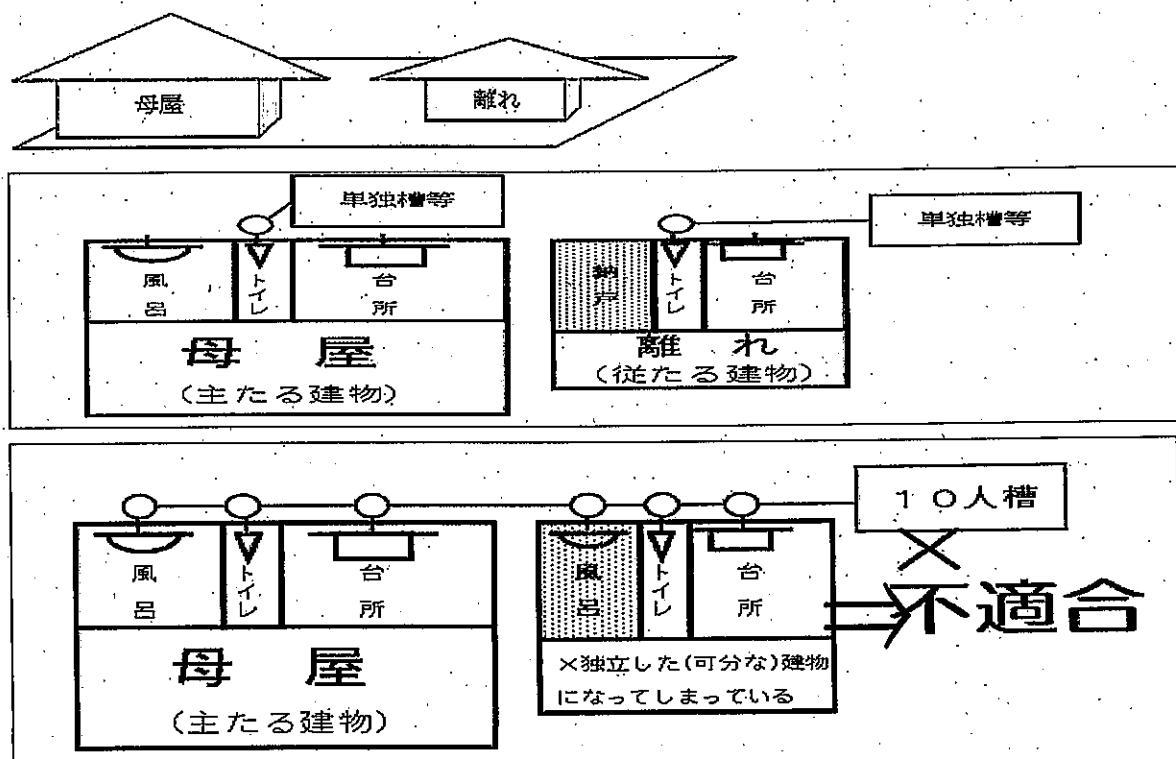
## 【処分費利用の際】

□処分の施工状況の判るそれぞれの写真（清掃、消毒及び汚泥処理状況、掘り起こし状況、運搬・処理状況など）

\*浄化槽設置工事に係る書類等の注意点（一覧）を参考に、工事写真、添付書類のチェックをお願いします。（25・26ページ）

▼ 建築物に法令違反のある場合は補助金の交付対象となりません。

【例】 建築確認申請上、もともと同じ敷地内で「母屋（主たる建物）」に対して「離れ（従たる建物）」であったものを後日、例えば「納戸」であった場所を改造して「風呂」にしてしまった場合等…独立した「主たる建物」相当の家屋2つに改造して事実上「二世帯住宅」としているケースは、建築基準法上の違反があり補助金の交付対象とはなりません。



○久喜市浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽へ転換する場合における  
屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準

(平成26年4月1日施行)

1に掲げる住宅については、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」の「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書（以下「JIS 基準ただし書」という。）を適用して、処理対象人員を2の算定方法とすることができる。

### 1 対象住宅

対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件に適合する住宅で、久喜市浄化槽設置整備事業により既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から浄化槽に転換する者が居住する住宅とする。

- （1） JIS A 3302-2000 表の類似用途別番号2（イ）の住宅（延べ面積が130m<sup>2</sup>を超える住宅に限る。）であること。
- （2） 実居住人員（居住人員の増加の予定がある場合は、増加後の居住人員（以下「予定居住人員」という。）とする。）が5人以下の世帯であること。  
※居住人員の増加の予定とは、当該書類を提出した日から一年以内に予定される居住者とする。
- （3） 申請に係る住宅の予測水道使用量（次のいずれかの方法により算定した値）が1m<sup>3</sup>/日以下であること。ただし、前号の実居住人員（居住人員の増加の予定がある場合は、予定居住人員）が3人以下の世帯においては、この限りではない。

#### ア 水道水のみを使用している場合

年間最大水道使用量実績値とする。ただし、居住人員の増加の予定がある場合にあたっては、年間最大水道使用量実績値を実居住人員で除した値に予定居住人員を、従前が汲み取り便所の場合にあたっては、年間最大水道使用量実績値に200/150を、それぞれの場合に応じて乗じて得た値とする。

#### イ 水道に加え井戸水等を使用している場合（量水器の設置その他適正な方法により年間最大水道使用量実績値を提出できる場合に限る。）

イの方法によるものとし、「年間最大水道使用量実績値」を「年間最大水道使用量実績値に年間最大井戸水等使用量実績値を加えた値」と読替えて算定した値とする。

### 2 処理対象人員の算定方法

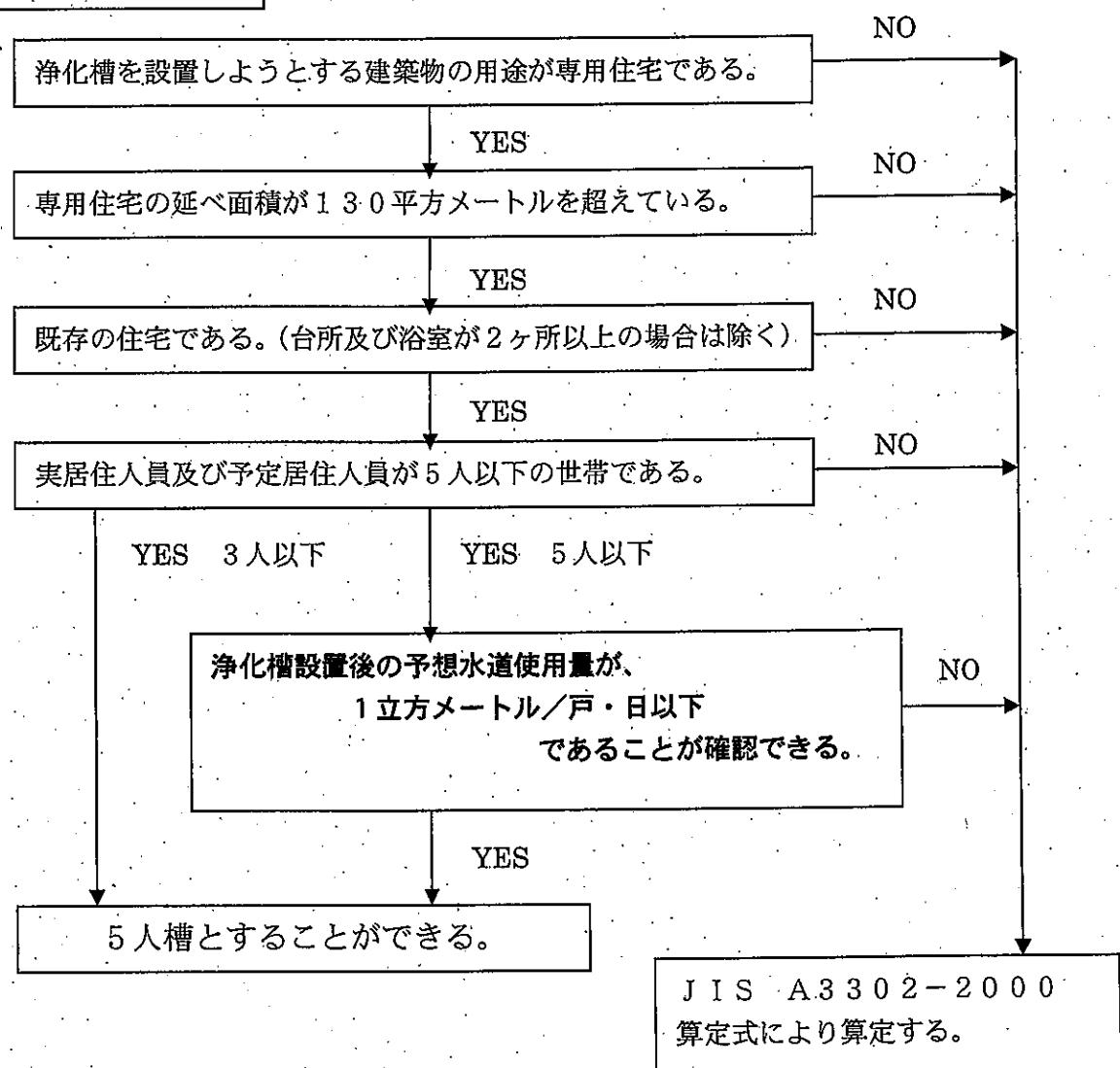
処理対象人員を5人とする。

### 3 手続き方法

JIS 基準ただし書を適用する場合においては、浄化槽設置届を提出する前に下記の書類を提出すること。

提出書類	部数
住宅の屎尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い	1
水道使用量等状況確認同意書	1
水道に加えて井戸水等を使用している場合 最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料	1

ただし書適用フロー図



## ○久喜市浄化槽法施行細則

平成22年3月23日

規則第142号

### (趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）の施行に  
関し必要な事項を定めるものとする。

### (浄化槽の設置等の届出)

第2条 法第5条及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令  
(昭和60年厚生省令・建設省令第1号) 第3条第1項又は第4条第1項の規定により  
知事に提出する届出は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年  
埼玉県条例第61号）第2条の規定により市長に提出するものとする。

2 前項の規定により市長に提出する届出書（様式第1号）には、埼玉県建築基準法施行  
細則（昭和36年埼玉県規則第15号）第6条第1項第3号及び久喜市建築基準法施行  
細則（平成22年久喜市規則第196号）第4条第1項第3号に規定する調書を添付し  
なければならない。

### (浄化槽の使用開始等の報告書)

第3条 次の各号に掲げる報告書は、それぞれ当該各号に定める様式により市長に提出す  
るものとする。

- (1) 法第10条の2第1項の報告書 浄化槽使用開始報告書（様式第2号）
- (2) 法第10条の2第2項の報告書 浄化槽技術管理者変更報告書（様式第3号）
- (3) 法第10条の2第3項の報告書 浄化槽管理者変更報告書（様式第4号）

### (浄化槽の使用廃止届出)

第4条 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、浄化槽使用廃止届出書（様  
式第5号）により、当該廃止の日から30日以内に、その旨を市長まで届け出なければ  
ならない。

### (報告書等の提出部数)

第5条 第2条の規定により市長に提出する届出書の提出部数は正本1通、副本3通とし、  
前2条の規定により市長に提出する報告書等の提出部数は正本1通、副本2通とする。

### (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則 (略)

### 様式 (略)

※申請手続き等に必要な様式は、別に綴じています。

※11ページからは、補助金の申込から請求までの手続きに必要な  
様式集となります。※様式は適宜、コピーしてお使いください。

## 申込に必要な書類

- ・希望申込書（申込書により希望者受付を行います）……………11
  - ・市税納付状況調査同意書（申込書と併せて提出してください）…12
  - ・委任状【参考】（代理人が事務手続きをする場合）……………13
- 【申し込み時にただし書適用願いを受ける方】
- ※住宅の屎尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い……………14・15
  - ※水道使用量等状況確認同意書……………16
  - ・浄化槽補助辞退届出書……………17

## 本申請～請求に必要な書類

- ・設置届出書（交付申請の前に設置届出書が必要です）………18
- ⇒添付書類一覧（設置届出書用）……………19
- ・交付申請書（本申請の書類です）……………20
- ⇒添付書類一覧（交付申請書用）……………21
- ・実績報告書（工事が終わったら提出する書類です）……………22
- 確約書（実績報告書と一緒に提出）……………23
- ⇒添付書類一覧（実績報告書用）……………24
- ・書類等の注意点（施工写真管理、書類等の注意点）……………25・26
- ・請求書（交付確定を受けましたら請求書を提出）……………27
- ・使用開始報告書（新しい合併処理浄化槽使用開始時に）……………28
- ・使用廃止届出書（古い単独処理浄化槽の廃止時に）……………29
- ・チェックシート（浄化槽施工業者が工事終了後、確認、記載し下水道施設課へ提出）……………30・31

No. \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

## 令和7年度 淨化槽設置整備事業補助希望申込書

このたび合併処理浄化槽に転換設置する予定なので補助金を希望します。

**※太枠内は必ず記入**

申込者 <small>(久喜市内に設置する方 で、設置場所に住所登録 がある方) (署名してください。 記名押印でも可能です。)</small>	住 所 <small>久喜市</small>	フリガナ	※平日、連絡のつくもの (携帯可)
申込代理人 <small>(本人の場合は記入不 要。代理人の場合は委任 状を添付すること) (署名してください。 記名押印でも可能です。)</small>	住 所 <small>会社名など</small>	フリガナ	※平日、連絡のつくもの (携帯可)
設置場所及び 住宅の延べ床面積	設置場所 (久喜市) 延べ床面積 ( m <sup>2</sup> )		
浄化槽対象人槽 (いずれかに○)	5人槽 · 7人槽 · 10人槽 ・住宅の延べ面積 130m <sup>2</sup> 以下は 5人槽 ・住宅の延べ面積 130m <sup>2</sup> 超える場合は 7人槽 ・2世帯住宅(台所及び浴室が2ヶ所以上)は 10人槽 <small>※注意 建築違反のある場合は補助金を受けられない場合があります</small>		
住宅の屎尿浄化槽処理対 象人員算定基準のただし 書適用願いの有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	設置希望人槽 (いずれかに○)	5人槽 · 7人槽 · 10人槽
設 置 区 分 (いずれかに○)	1 単独から合併処理浄化槽へ      2 泊み取りから合併処理浄化槽へ		
配管費及び処分費 (いずれかに○)	•配管費の申請 ( する・しない ) •処分費補助の申請 ( する・しない )		

(キリトリ)

No. \_\_\_\_\_

住 所	久喜市		
氏 名	浄化槽対象人槽 (いずれかに○) 5人槽 <input type="checkbox"/> 7人槽 <input type="checkbox"/> 10人槽		

【申込みを希望される方は、必ずお読みください。】

- ・この申込みは補助金の交付を確定するものではありません。又、設置後の申し込みは受けられません。
- ・申し込みをした方で、取り下げたい場合は、浄化槽補助辞退届出願を提出してください。

添付書類

設置場所の案内図・市税納付状況調査同意書・(委任状)・(ただし書き適用願い)

# 市税納付状況調査同意書

令和　年　月　日

久喜市長

あて

申請者（自筆）

住所

氏名

印

（生年月日）

記

私は、久喜市浄化槽設置整備事業補助金の交付申請を行うにあたり、私自身の市税の課税、納付状況について、下水道施設課職員が証明書の請求及び受領することに同意します。

(参考)

## 委任状

令和 年 月 日

久喜市長あて

委任者（自署） 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（署名してください。記名押印でも可能です。）

私は、下記の者を代理人として定め、以下の権限を委任します。

受任者（代理人） 住 所 \_\_\_\_\_

（会社名など） \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

（署名してください。記名押印でも可能です。）

### <委任事項>

令和 7 年度 久喜市浄化槽設置整備事業補助金に関する

- 希望申し込みに係る事務手続き
- 申請書・報告書・届出書に係る事務手続き
- 浄化槽補助金対象者通知書・交付決定通知書・交付確定通知書の受領
- その他（ ）

※委任する項目にチェックをしてください。

令和 年 月 日

久喜市長 あて

浄化槽設置者 住 所  
氏 名  
(署名してください。記名押印でも可能です。)

### 住宅の屎尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い

私の住宅については使用状況が下記のとおりであり、屎尿浄化槽の処理対象人員が『建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)』の建築物用途別処理対象人員算定基準の表による算定では明らかに実情に添わないため、同算定基準ただし書の適用をお願いします。

記

1	設置場所	久喜市		
2	住宅の規模 (延べ面積)	住宅部分	m <sup>2</sup>	
		その他の用途部分	m <sup>2</sup>	
3	従前に設置している浄化槽	有	無	( 人槽)
4	居住人員及び 居住者名	JIS式対象人員	人	
		実居住人員※1	人	
		予定居住人員※2	人	
		当該住宅に居住する者 (居住予定者を含む) ※3	氏 名	続柄
5	井戸水等使用の有無	1 使用していない	2 使用している	
6	年間最大水道等使用水量実績※4	m <sup>3</sup> ・日		
7	年間最大井戸水道等使用水量実績※5	m <sup>3</sup> ・日		
8	予測水道使用量※6	m <sup>3</sup> ・日		

注) ※1 及び※2が3人以下である場合は、項目5以降に記載する必要はありません。

- ※1 現在実居住している人員数を記載してください。
- ※2 子供の出生等により世帯人員が増加する予定がある場合は、その人員数を含めた人員数を記載してください。また、世帯人員が増加する予定がない場合は、実居住人員を記載してください。
- ※3 居住予定者は、氏名を括弧書きで記載してください。また、世帯人員の増加が子供の出生等による場合は、「(出生等)」と記載してください。
- ※4 住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準第1項第3号アにより適用する場合は、最近1年間の水道使用水量を明らかにする資料(水道業務課発行:検針指示票又は「ご使用水量・料金のお知らせ」の写し)を別紙年間水道水量使用実績算出表に記載し、1年間及び最も使用水量の多い期間の使用水量を1日あたりに換算して求めた値を記載してください。  
また、最近1年間の水道使用量を明らかにする資料を添付してください。
- ※5 住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準第1項第3号イにより適用する場合は、最近1年間の井戸水等使用水量を明らかにする資料(量水器等を設置して井戸水等の使用量が把握できる場合に;概ね2ヶ月ごとにその使用量を記録した資料)又は、最も使用量の多い期間の使用量を1日あたりに換算して求めた値を記載してください。  
また、最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料を添付してください。
- ※6 水道のみ使用している場合の予測水道使用量( $m^3 \cdot 日$ )  
= 年間最大水道使用量実績( $m^3 \cdot 日$ ) / 実居住人員 × 予定居住人員  
・井戸水を使用している場合の予測水道使用量( $m^3 \cdot 日$ )  
= {年間最大水道使用量実績 + 年間最大井戸水等使用量実績( $m^3 \cdot 日$ ) }  
/ 実居住人員 × 予定居住人員  
・從前が汲み取り便所である場合の予測水道使用量( $m^3 \cdot 日$ )  
= 上記2式で得た値 × 200 / 150

# 水道使用量等状況確認同意書

令和 年 月 日

久喜市長

あて

申請者（自筆）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(生年月日) \_\_\_\_\_

(署名してください。記名押印でも可能です。)

記

私は、久喜市浄化槽設置整備事業補助金の交付申請にあたり、以下の状況について、久喜市が調査することに同意します。

## 調査に同意する内容

1. 最近1年間の水道使用量
2. 居住人員及び居住者名

上記の調査内容は、補助対象となる住宅に限る。

# 浄化槽補助辞退届出書

令和〇年〇月〇日

久喜市長

あて

住所

氏名

(署名してください。記名押印でも可能です。)

〔浄化槽設置整備事業補助希望申し込み〕

を辞退しますので届け出ます。

〔浄化槽設置整備事業補助当選〕

記

(辞退の理由)

- 〔 〕内については不必要的部分は線で消してください。
- ・辞退の場合は、速やかに届け出をしてください。

## 様式第1号（第2条関係）

## 淨化槽設置届出書

令和 年 月 日

久喜市長 あて

住 所  
設置者 氏 名  
電話番号

淨化槽を設置したいので、淨化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番		
2 種類	①淨化槽法に基づく型式認定淨化槽 (名称) (認定番号) ②その他	
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水	
4 当該淨化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m <sup>2</sup>	
5 処理対象人員及び算定根拠	人	
6 処理能力	ア 日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日
	イ 生物化学的酸素要求量の除去率	%
	ウ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l
7 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他( )	
8 工事を行う予定の淨化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称	登録番号
9 着工予定期日	令和 年 月 日	
10 使用開始予定期日	令和 年 月 日	
11 付近の見取図		
12 その他特記すべき事項		

行政庁記入欄

(注意) 1 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。

2 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位道路及び目標となる地物を明記すること。

3 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

添付資料 淨化槽に関する調書、案内図、配管図、計画平面図、型式適合認定書・認定シート・表示ラベル、その他市長が必要と認める書類

## 【浄化槽設置届出書添付書類】 正本1部 副本1部

転換設置の場合は、補助申請前に浄化槽設置届出書を提出し審査を受けること

- 浄化槽設置届出書（様式第1号）
- 浄化槽に関する調書
- 型式適合認定書・認定シート・表示ラベル
- 案内図
- 配管図
- 計画平面図
- 浄化槽法定検査依頼書の写し（浄化槽法第7条及び第11条検査）
- 放流先管理者の許可書又は承諾書等の写し
- ※各管理者に申請を行ってください。
- その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第6条関係）

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住所

申請者 氏名

電話番号

年度において、浄化槽を設置したいので、久喜市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付申請をします。

記

設置場所	久喜市		
交付申請額	設置費補助金 金 円		
	配管費補助金 金 円		
	処分費補助金 金 円		
人槽区分	人槽		
住宅等所有者	1 本人	2 共有(人)	3 その他( )
既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換	有	・	無
着工予定年月日	年	月	日
完了予定年月日	年	月	日

※ 添付書類

- 1 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- 2 浄化槽に関する調査（型式適合認定書を含む。）
- 3 設置場所の案内図及び工事の計画平面図
- 4 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- 5 登録浄化槽管理票（C票）及び登録証
- 6 浄化槽設備士免状の写し
- 7 浄化槽機能保証登録証
- 8 放流先管理者の許可書又は承諾書
- 9 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の現況写真
- 10 浄化槽工事の見積書（設置費、配管費、処分費等の費用の内訳が確認できるもの）
- 11 市税の納税証明書
- 12 その他市長が必要と認める書類

## 【補助金申請書添付書類】各1部

□浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）

□浄化槽設置届出書の写し【審査済みのもの】

※上記設置届出書は補助金申請前に届出し審査を受けること

□浄化槽に関する調書（型式適合認定書を含む）

□設置場所の案内図及び工事の計画平面図

□専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書（様式任意）

□登録浄化槽管理票（C票）及び登録証

□浄化槽設備士免状の写し

□浄化槽機能保証登録証

□放流先管理者の許可書又は承諾書

□既存単独処理浄化槽等の現況写真

□浄化槽工事の見積書

・設置費、配管費、処分費等の費用の内訳が確認できるもの

□その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

浄化槽設置整備事業補助金実績報告書

年　月　日

久喜市長　　あて

住所

申請者 氏名

電話番号

年　月　日付け 第　号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業が  
完了したので下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	設置費補助金	金	円
	配管費補助金	金	円
	処分費補助金	金	円

2 事業完了年月日　　年　月　日

※ 添付書類

- 1 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- 2 浄化槽法定検査依頼書の写し（設置後等の水質検査及び定期検査のもの）
- 3 浄化槽設置工事の明細書、請求書及び領収書の写し
- 4 浄化槽設置工事の施工写真
- 5 配管費又は処分費に係る補助金の交付を受ける場合は、その施工写真、明細書、請求書及び領収書の写し
- 6 処分費に係る補助金の交付を受ける場合は、次の作業を証明できる写真及び産業廃棄物管理票等
  - ア 清掃
  - イ 消毒及び汚泥処理
  - ウ 撤去（掘り起こし）
  - エ 処理（運搬、中間処理及び最終処理）
- 7 その他市長が必要と認める書類

## 確 約 書

私は、久喜市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて、浄化槽を設置しました。浄化槽管理者として浄化槽法に基づく、保守点検、浄化槽汚泥の清掃、定期水質検査を遵守し適正な維持管理を確約いたします。

私は、定期水質検査を受検しないことが明らかな場合など補助金の交付を取り消される事由が発覚した場合は、補助金の返還をいたします。

令和　年　月　日

(自筆)

住所

氏名

(署名してください。記名押印でも可能です。)

## 【実績報告書添付書類】各1部

工事完了後1ヶ月以内に提出

□浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第6号）

□浄化槽保守点検業者との契約書の写し

□浄化槽清掃業者との契約書の写し

（自ら上記の保守点検、清掃を行う場合は自ら行うことができることを証明する書類）

□浄化槽法検査依頼書の写し（浄化槽法第7条及び同法第11条検査）

□設置工事の明細書、請求書及び領収書の写し

□浄化槽設置工事の施工写真（着工前・着工中・着工後）

※配管費又は処分費に係る補助金の交付を受ける場合

施工写真、明細書、請求書及び領収書の写し

※処分費に係る補助金を受ける場合

清掃、消毒及び汚泥処理、撤去（掘り起こし）、処理（運搬、中間

処理及び最終処理）【マニフェストE票提出】

□その他市長が必要と認める書類（確約書・チェックリスト）

# 浄化槽設置工事に係る書類等の注意点（一覧）

## 1. 工事写真について

(1) 設置工事		注意点
着工前		浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真 設置予定場所の状況写真
床付け		土留めが適正にされているか
完成		設置場所の状況写真
(2) 基礎工事		注意点
割栗地業		床全面に割栗石が敷設及び転圧されていることが確認できる写真 厚さ 150mm 以上（目つぶし含む）が確認できる写真（全景・接写）
基礎底版コンクリート		配筋状況が確認できる写真（配筋 D10 以上 - @200 シングル）（全景・接写） 床全面（浄化槽外形寸法以上）に基礎底版コンクリートが打設されていることが確認できる写真
P C 床版		厚さ 100 mm 以上、かつ、水平が保たれていることが確認できる写真（全景・接写）
支柱（補強）及び水替え (必要な場合)		二次製品（1枚）、かつ、水平が保たれていることが確認できる写真（全景・接写） 浄化槽上部を駐車場等にする場合は、支柱（補強）の配置がわかる写真 (Φ200 以上 × 4 本以上) 水替え状況が確認できる写真
(3) 据付工事		注意点
浄化槽吊り込み		浄化槽の機種、認定番号、入槽等が確認できる写真
水張り及び水平		浮上防止のため、埋め戻し前に必ず一定量の水を入れて加重をかけている及び水平が保たれている写真（全景・接写）
埋め戻し及び水締め		埋め戻しは、石などが混入していない良質の土砂等（再生砂等）を使用し、水締め及び突き固めを 2 回以上に分けて行っていることがわかる写真
かさ上げ		かさ上げは、30cm 以内とし、バルブの上端からマンホールの蓋までの距離が確認できるようスケールをあてた写真（全景・アップ）（全景・接写）
(4) 上部スラブ工事		配筋状況が確認できる写真（配筋 D10 以上 - @200 シングル）（全景・接写） 厚さ 100mm～150mm 前後で、適正なコンクリートが打設されていることが確認できる写真（全景・接写）
(5) ポンプ設備 (必要な場合)		ポンプ設備の設置状況がわかる写真（ポンプが 2 台以上設置されていることがわかる写真）

(6) プロアー設置	プロアー及びアースの設置状況がわかる写真
(7) 処分工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去前の写真</li> <li>・清掃、消毒状況及び汚泥処理がわかる写真</li> <li>・撤去した浄化槽又は便槽の写真</li> <li>・撤去場所の消毒写真</li> <li>・撤去場所の埋め戻し前後の写真</li> </ul>
(8) 配管工事	宅内配管等の着手前の写真及び施工中の写真（浄化槽への流入管、浄化槽からの放流管、会合点等のマスの設置状況及び放流先がわかるもの）

## 2. 保守・清掃契約及びマニフェストについて

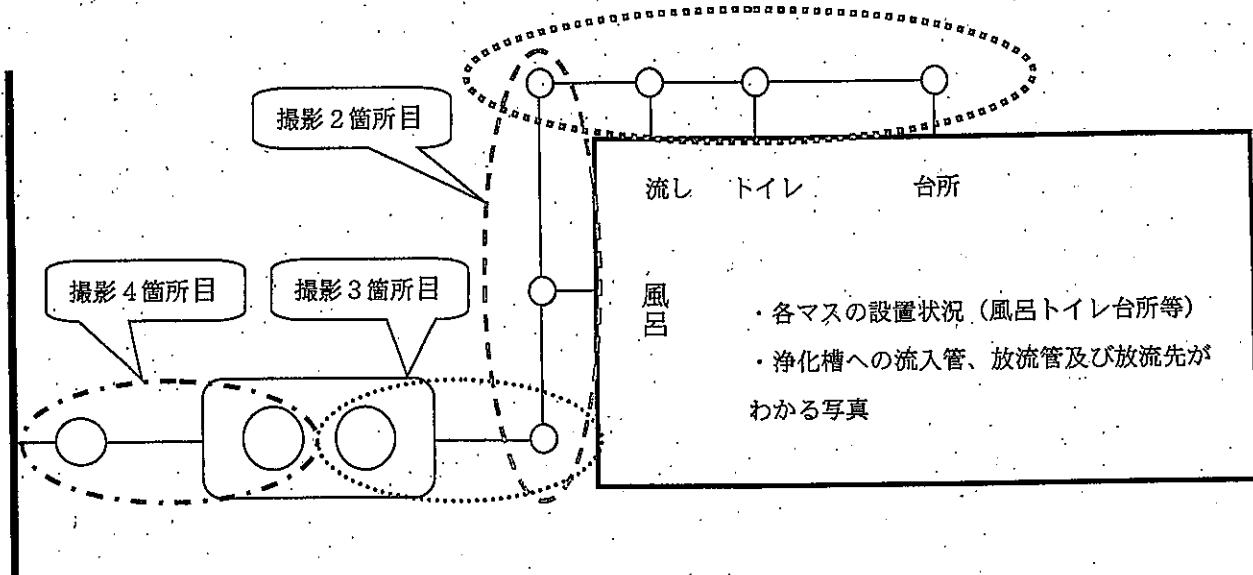
契約書の写し	印紙税法に基づき、印紙が添付された契約書となっているか 契約日、契約金額、署名押印等の漏れはないか
マニフェスト D表・E表写し	排出事業者の住所及び氏名が確認できること 廃棄物の種類及び数量が確認できること
	運搬及び処分に係る会社名・日付け・押印等が確認できること

### 写真撮影共通事項

- ・基礎工事、コンクリート打設、水平確認、かさ上げ等の、規定の数値がある工種については、全景写真と接写の両方を撮影すること。
- ・厚さが確認できるように、スケールを設置し撮影すること。
- ・水平が確認できるように、水平器を設置し撮影すること。
- ※水平確認の接写は、水平器の気泡が水平を指しているものとする。
- ・撮影した写真が不鮮明な場合は、再度取り直すこと。

### 配管工事の写真撮影例

撮影 1箇所目



様式第8号（第11条関係）

浄化槽設置整備事業補助金請求書

年　月　日

久喜市長　　あて

住　所  
補助対象者　氏　名  
電話番号

年　月　日付け久 第　　号で交付額の確定のあった浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額　　金　　円

2 請求金額内訳

設置費補助金　　金　　円  
配管費補助金　　金　　円  
処分費補助金　　金　　円

3 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農　協	支店 ※ゆうちょ銀行の場合は店番
預金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

様式第2号（第3条関係）

浄化槽使用開始報告書

令和 年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により、次のとおり報告します。

施設の種類	単独処理浄化槽		合併処理浄化槽	
浄化槽の規模	処理対象人員	人	日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日
設置場所				
建築物の名称及び種類	名称		種類	
設置届出年月日	令和 年 月 日			
使用開始年月日	令和 年 月 日			
保守点検業者及び技術管理者氏名				
浄化槽清掃業者名				

備考

- この報告書は、当該施設の供用開始の日から30日以内に提出すること。
- 施設の種類の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
- 技術管理者は、処理対象人員が501人以上の施設の場合に記入すること。

添付書類

技術管理者の資格を証明する書類（修了証書、経歴書及び浄化槽管理士免状の写し）

様式第5号（第4条関係）

浄化槽使用廃止届出書

令和 年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番		
2 使用廃止年月日	令和 年 月 日	
3 処理の対象	①し尿のみ	②し尿及び雑排水
4 廃止の理由		
※ 事務処理欄		
(注意)		
1 ※欄には、記載しないこと。		
2 3欄は、該当する事項を○で囲むこと。		

備考 この届出書は、浄化槽の使用を廃止した日から、30日以内に提出すること。

## 合併処理浄化槽設置整備事業 チェックリスト

設置場所	久喜市	設置者名	
メーカー名		型式名	人槽

検査項目	チェックのポイント	確認
1 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚水又は汚物の停滞はないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水又は工場排水等が流入していないか。	
4 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損の恐れはないか。	
6 嵩上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 净化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 净化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽内のろ材及び接触ばつ氣槽内の接触材に変形や破損はないか。	
11 ばつ氣装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼動の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	

検査項目	チェックのポイント	確認
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。 しっかりと固定されているか。 薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼動状況	ポンプ槽に変形や破損はないか。 ポンプ槽に漏水のおそれはないか。 ポンプが2台以上設置されているか。 設計どおりの能力のポンプが設置されているか。 ポンプの固定が十分に行われているか。 ポンプの取りはずしが可能か。 ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか。	
14 ブロワーの設置、稼動状況	防振対策がなされているか。 固定が十分に行われているか。 アースはなされているか。 漏電のおそれはないか。	
確認欄記入方法	異常なし : ○ 異常あり : × 該当工事なし : -	
上記のとおり確認したことを証します。 令和 年 月 日		
浄化槽工事施工業者名称 知事登録・届出番号 埼玉県知事(登録・届出)第 号		
担当浄化槽設備士氏名 浄化槽設備士免状の交付番号 第 号		